こ 支 性 第 11 号
令和８年４月 22 日

都 道 府 県 知 事
各　　殿
指 定 都 市 市 長

こども家庭庁支援局長

こども性暴力防止法に関するＱ＆Ａについて（周知依頼）

令和６年６月に成立した学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「法」という。）は、本年 12 月 25 日に施行されます。

制度の詳細な全体像については、「こども性暴力防止法施行ガイドラインについて（周知依頼）」（令和８年１月９日こども家庭庁支援局長通知）により、こども性暴力防止法施行ガイドライン（掲載先：https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou）をお示ししているところですが、対象となる事業者や従事者において、円滑に準備を進めていただけるよう、今般、法に関して多く寄せられる照会を中心に、Ｑ＆Ａを下記のとおり作成しました。

各都道府県におかれては、管内の市区町村に対して、各都道府県及び指定都市におかれては、児童福祉、こどもの居場所、学習塾、社会教育、スポーツ、文化芸術、その他の習いごと等、児童等を対象とする施設・事業に関連する関係団体、事業者等に対して、幅広く周知いただくようお願いします。なお、一部の関係団体等には、別途関係省庁に周知を依頼するため、重複して本周知が届く可能性がある旨念のため申し添えます。

記

こども性暴力防止法に関するＱ＆Ａは、別添のとおり。

【Q&A の掲載先】
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/f490c24f/20260422_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_49.pdf

以上